

平成29年度 保育園入園案内



【保育園とは】

すべての児童は、それぞれの家庭で保護者の暖かい愛情のもとで育てられるのが理想ですが、保護者が仕事をしていたり、病気などのために家庭において十分に保育できない就学前までの児童を、保護者に代わって保育する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。したがって、どの家庭のお子さんでも、無条件で入園できるわけではありませんので、入園できる家庭の条件をご覧になってお申し込みください。

【保育が必要な理由】

保護者（子どもと生計を同じにする父母等）のいずれもが次の理由に該当している場合は、「保育の必要性の認定」を受けた上で、保育施設等に入園の申込みができます。

(1) 就労

労働することを常態（月60時間以上）としている場合

(2) 妊娠、出産

母親が出産準備や産後静養が必要な場合

（妊娠後、出産日から8週間を経過する日が属する月末まで）

(3) 疾病、負傷、障がい

病気、負傷、心身の障がいを有している場合

(4) 親族の介護、看護

親族（長期間入院を含む。）を常時（月60時間以上）介護又は看護をしている場合

(5) 災害復旧

震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている場合

(6) 求職活動

求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合

（入所後90日目の属する月末までに就職することが条件）

(7) 就学

大学、専門学校等（職業訓練校等における職業訓練を含む。）に通っている場合

（月60時間以上）

(8) DV、児童虐待

配偶者からの暴力または児童虐待のおそれがある場合

(9) その他

その他やむを得ない事情があると町長が認める場合



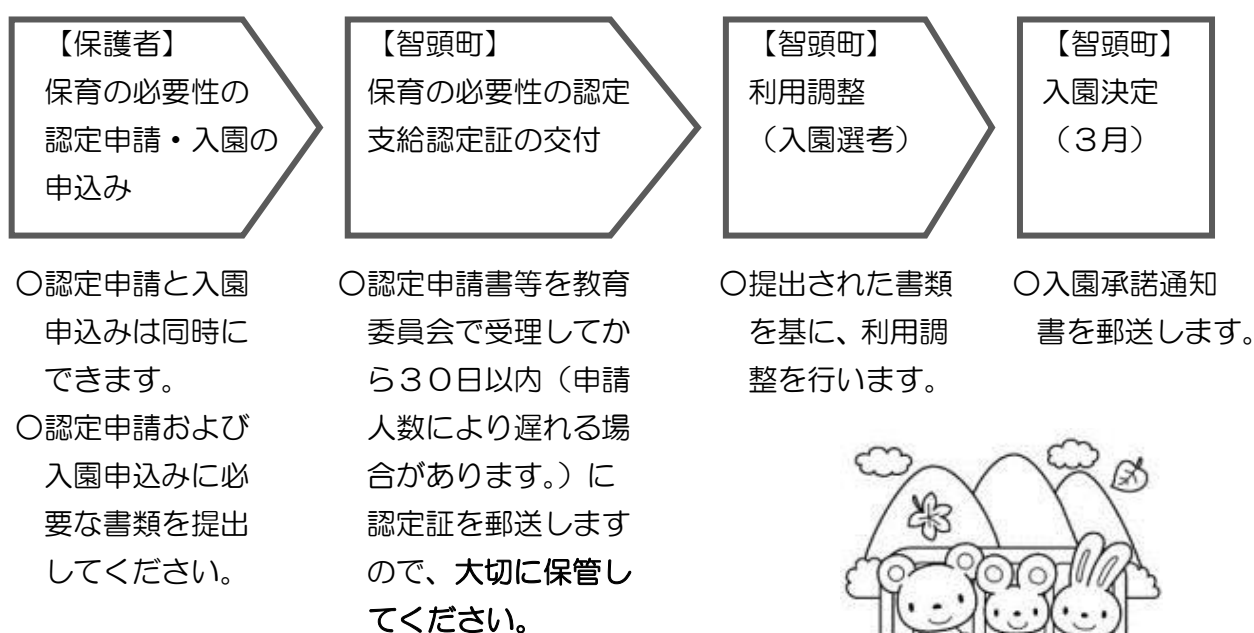
*継続入園児童に限り、育児休業（就労後に妊娠がわかり退職した場合を含む。）を理由に育児休業対象児童が満1歳になる月末まで継続して入園することができます。

【保育の必要性の認定について】

子ども・子育て支援新制度の本格スタートにより、平成27年度から保育施設等に入園を希望する場合は、保育の必要性の認定（2号認定または3号認定）を受けていただく必要があります。

保護者のいずれもが「保育が必要な理由」に該当する場合に認定され、認定された方には、「支給認定証」を交付します。

◀ 認定から利用までの流れ ▶



◀ 認定区分 ▶

「保育が必要な理由」を証明する書類に基づき、下記の認定区分等に認定します。

区分		要件	利用先
1号認定	教育標準時間認定	特別な要件なし（満3歳以上）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	保育の必要な事由に該当する必要有り	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定		保育園 認定こども園 地域型保育事業

＜ 利用時間 ＞

保護者の状況を客観的に確認し、保育施設等の利用時間を下記のとおり「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかに認定します。父母が、それぞれ保育標準時間と保育短時間に該当する場合は、保育短時間で認定します。

実際の利用時間は、通勤時間等を考慮し保育に必要な時間を、保育施設等と相談のうえ決定します。必要があれば開園時間内に限り延長保育を利用できます。なお、延長保育には保育料とは別に利用料がかかります。

保育が必要な理由（父母の状況）	利用時間
就労（月120時間以上） 妊娠、出産 疾病、負傷、障がい 親族の介護、看護（介護及び看護時間が120時間以上） 災害復旧 就学（授業時間が月120時間以上） DV、児童虐待 その他（保育標準時間の利用を認められる場合）	保育標準時間 （1日11時間・週6日までの必要な時間に利用可能） ※希望により、保育短時間の認定をすることができます。
就労（月60時間以上120時間未満） 親族の介護、看護（介護および看護時間が月60時間以上120時間未満） 求職活動 就学（授業時間が月60時間以上120時間未満） その他（保育短時間の利用を認められる場合）	保育短時間 （1日8時間・週6日までの必要な時間に利用が可能）

＜ 認定の有効期間 ＞

保育の必要性の認定には、有効期間があります。支給認定証に有効期間が記載されていますので、ご確認ください。有効期間終了後も保育施設等を利用される場合は、有効期間終了前に期間の延長が必要なことを証明する書類を提出する必要があります。

保育が必要な理由	認定の有効期間
就労 疾病、負傷、障がい 親族の介護、看護 災害復旧 DV、児童虐待	子どもの小学校就学前まで
妊娠・出産	出産日から8週間を経過する日が属する月の末日まで
求職活動	認定した日から90日間
就学	卒業予定日又は修了予定日の属する月の末日まで
その他	町長が必要と認める期間

※3号認定の有効期間は、「満3歳に達する日の前日」か「上記の認定の有効期間」のいずれか早い日までです。

※保育が必要な理由に該当しなくなった場合や、智頭町外に転出された場合は、認定は取り消されます。

＜ 保育が必要な理由を証明する書類 ＞

子どもの保護者（子どもと生計を同じにする父母等）の「保育が必要な理由」を証明する書類を提出してください。書類の提出がない場合は、保育施設等の利用調整の対象となりません。

保育が必要な理由	提出書類
会社で働いている方、内職をしている方、就職が内定している方	健康保険証（本人のお勤め先から発行されたもの）の写しまたは就労(内定)証明書
自営業（商業・農業等）をしている方	自営申告書または平成28年分確定申告書第1・2表の写し
出産の準備、産後の静養が必要な方	母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の確認できる部分）
病気・負傷されているの方	診断書
病気の方を介護、看護している方	診断書又は介護・看護状況申告書
心身障がいのある人	障害者手帳等の写し又は診断書
災害に遭われた方	り災証明書
求職活動（予定）をしている方	求職活動申告書またはハローワークからの証明書
学校就学中の方	在学証明書
DV、児童虐待のおそれのある方	特別な事情についての申立書
上記以外の理由で保育できない場合	特別な事情についての申告書

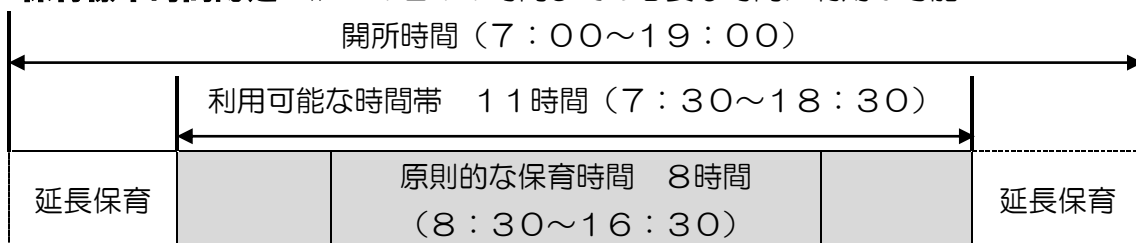
*保育が必要な理由や時間が変わった場合は、支給認定申請書と新しい「保育が必要な理由を証明する書類」を提出してください。



【保育時間】

認定された利用時間の区分によって、下記のとおり各保育園等を利用できる時間帯が異なります。実際の利用時間は、通勤時間等を考慮し保育に必要な時間を保育園等と相談のうえ決定します。ただし、設定された利用時間帯以外でも、残業等で保育が必要と認められる場合には、開所時間内に限り延長保育を利用できます。

＜ 保育標準時間認定 ＞ 1日11時間までの必要な時間に利用が可能



◀ **保育短時間認定** ▶ 1日8時間までの必要な時間に利用が可能



*延長保育には、保育料とは別に利用料が必要です。



【保育料】

保育料は、保育園等を適切に運営するための経費をまかなうものとして、保護者（父母等）の所得状況に応じて負担していただくものです。利用されている間は、登園のない日であっても保育料がかかります。

なお、保育料以外にも利用時間に応じ、延長保育の利用料がかかります。また、保育園等や年齢によって異なりますが、その他用品代などをご負担いただくこともあります。

◀ **保育料の算定について** ▶

保育料は、父母および子どもを扶養（税金・保険証）している親族の町民税額と子どもの年齢によって決定します。ただし、父母および子どもを扶養している親族の合計所得により同居している祖父母等の最多納税者も含めて計算する場合があります。

◀ **保育料の決定に必要な書類** ▶

保護者（子どもと生計を同じにする父母等）および子どもを扶養している親族等の保育料の決定に必要な書類は、認定申請時に提出してください。提出がない場合や町民税課税額が変更になった場合は、課税資料等の調査により入園日にさかのぼって保育料を変更することになります。

また、きょうだいで申込みの場合は、それぞれに書類を提出してください。（コピー可）

項目	提出書類
平成28年1月1日現在で智頭町に住民登録がない場合	平成28年度所得課税証明書
平成29年1月1日現在で智頭町に住民登録がない場合	平成29年度所得課税証明書 ・平成29年7月に施設を利用されている場合は、7月中に施設に提出してください。 ・平成29年9月1日以降に保育園を利用されない場合は不要です。
世帯員（世帯分離の親族含む）のうち、 ○障害者手帳等の交付を受けた方 ○特別児童扶養手当を受給している方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書のコピー
子どもの父または母で児童扶養手当の認定を受けていないひとり親世帯	遺族年金証書のコピーまたはひとり親世帯申告書（事実婚の場合は、ひとり親世帯に該当しません。）

◀ 保育料の切り替えについて ▶

保育料は毎年9月に切り替え作業を行うこととなります。市町村民税が決定するのが毎年6月のため、4月～8月分は前年度（平成27年度）分の市町村民税額、9月～3月は当該年度（平成29年度）の市町村民税額により保育料を決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（平成28年度）の市町村民税に基づく保育料						当該年度（平成29年度）の市町村民税に基づく保育料					

◀ 保育料の納付について ▶

保育料は、各月の月末が納期限となっています。

納付方法は、原則として口座振替にて納付いただくこととなります。保育料口座振替依頼書は納期限の前月15日までに金融機関にて手続きし、提出して下さい。

【その他】

支給認定申請書の記載内容（住所・家族構成・勤務状態等）や支給認定証の記載内容および有効期限が変更になる場合は、事前に教育課にご連絡ください。

◀ 子ども・子育て支援新制度に関するQ&A ▶

Q 1	2, 3号認定の認定期間はそれぞれいつからいつまで？
A 1	原則として次のとおりです。 2号認定：保育園入園希望日又は満3歳に到達した日から小学校就学前まで 3号認定：保育園入園希望日から満3歳に達する日の前日まで ※ なお、「保育が必要な理由」により、認定期間の終期が異なる場合があります。（妊娠・出産、求職活動など）
Q 2	来月で子どもが満3歳になるのですが、変更の手続きを行う必要はありますか？
A 2	満3歳到達による3号認定から2号認定への変更手続きは、必要ありません。 満3歳になる前に、智頭町教育委員会から2号認定の認定証をお送りします。
Q 3	パートタイム就労から、フルタイム就労になり、短時間認定を標準時間認定にしてほしいのですが・・・？
A 3	「智頭町教育・保育給付費等支給認定変更申請（届出）書」の提出が必要です。又、新しい就労状況の証明書と、現在の認定証を添付して、保育園又は教育課に提出してください。 その他の変更（求職活動中から就労へ、妊娠・出産から育児休業へなど）についても、変更届の提出が必要ですので、詳しいことは、保育園又は教育課にお尋ねください。
Q 4	町外に引越しをすることになりました。認定証はどうすればいいですか？
A 4	智頭町での認定は取り消しになります。認定証を添付して、退園の手続きを行ってください。引越し先の市町村で改めて認定の申請を行ってください。

Q 5	認定証を紛失（又は文字が読み取れないほど汚損）してしまったのですが、どうすればいいですか？
------------	--

A 5 教育課にて再交付の手続きを行ってください。

※ 認定証は、なくさないように大切に保管してください。

Q 6	求職活動や妊娠・出産などの認定期間が過ぎた場合、どうなりますか？
------------	---

A 6 求職活動の場合は、有効期間内に月60時間以上の就労を開始し、就労証明書等を提出する必要があります。又、妊娠・出産の場合は、「保育が必要な理由」が他にあれば、それに対する証明書等の提出が必要です。提出できなければ認定の有効期間終期で退園となります。

*** その他、ご質問などありましたら、智頭町教育委員会 教育課にお尋ねください。**

●お問い合わせ先●

智頭町教育委員会 教育課 次世代育成推進担当

☎ : 75-4119

Fax : 75-4124